

町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備等事業

募集要項等に関する個別対話における市の回答及び見解（2回目）

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	議題	質問・意見 の別	確認内容	趣旨・理由	市の回答・見解
1	募集要項	10	第2章	第12節		(1)				駐車場事業	質問	「事業者は、駐車場利用者から利用料金を徴収することができるものとし、その利用料金は事業者の収入とする。ただし、公共施設利用者の利用料金は一定時間分を無料とし、その無料処理に係る詳細は、事業者の提案を踏まえ、別途市と協議の上決定する。」とありますが、 ①一定時間分とは具体的に何分を想定していますでしょうか。 ②無料処理の協議はいつ行われ、どの時点で決定されるのでしょうか。	運営業務の詳細な把握のため	①現時点で具体的な想定はございません。 ②無料処理の協議及び決定は、事業契約締結後から供用開始までの期間を予定しています。
2	募集要項	20	第3章	第6節						構成企業/協力企業の変更に ついて	質問	優先交渉権者選定後、出資を希望する協力企業を構成企業へと変更したい場合、その件について協議させていただくことは可能でしょうか。	選定後の体制変更検討のため	「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回目）」NO. 51の回答をご参照ください。
3	要求水準書	32	第2章	第3節	2.	(6)	2)		iii)	設計における 諸室配置の考 え方	質問	全ての諸室にブラインドやカーテンを付す表記があるが、建築基準法上、採光が不要な諸室について、ブラインドやカーテンを設けないレイアウト・配置の提案は可能でしょうか。	提案内容検討のため	可能です。
4	要求水準書	61	第2章	第3節	7.	(3)	2)	ケ	xiv)	設計における 諸室配置の考 え方	質問	水訓練室の開口部は「換気にも利用できるように配慮する」とありますが、これは通常行われる通風等に利用されるという認識でよろしいでしょうか。	提案内容検討のため	お見込みのとおりです。
5	要求水準書	79	第2章	第3節	7.	(6)		ア	vi)	公共施設及び 民間施設への 動線の考え方	質問	保健所で行うドライブスルー方式は、医師や看護師が車両の隣まで行き、検査をする方式を指すという認識でよろしいでしょうか。	提案内容検討のため	お見込みのとおりです。
6	要求水準書	92	第2章	第3節	7.	(10)	3)	ア		設計における 諸室配置の考 え方	質問	児童相談所保護所エリアの生活エリアについては、厨房と食堂（2室）を隣接させ、食堂2室を一体的に利用できるようにするとあります。 また、食堂2室に対してリビング3室を隣接させ一体的に利用できるようにし、かつリビングは廊下からの視覚を確保するとあります。 上記内容を全て合致させることは難しく、幼児用のリビングのみ食堂ではなく、女性用のリビングに隣接させる形でもよろしいでしょうか。	提案内容検討のため	リビング（一般）の2室は、男女別で計画してください。 「要求水準書第2章第3節7. (10) 3) エ ii）」及び「要求水準書第2章第3節7. (10) 3) オ ii）」に示すとおり、原則、リビング（一般・幼児）は食堂と隣接した位置に配置してください。 但し、リビング（幼児）については、食堂ではなく、女子用のリビング（一般）に隣接させる形でも可とします。その場合において、女子用のリビング（一般）とリビング（幼児）の間には移動間仕切りを設置し、一体的に使えるように計画してください。
7	要求水準書	92	第2章	第3節	7.	(10)	3)	ア		設計における 諸室配置の考 え方	質問	「児童相談所保護所エリアは、生活エリア、学習エリア、相談・心理エリア、管理エリアで構成されるものとし、生活エリア、学習エリア、相談・心理エリア、管理エリアは一体的に計画する」とありますが、一体的とは同一フロアでの計画と解釈すべきでしょうか。	提案内容検討のため	保護所エリアのうち、生活エリア及び管理エリアについては、同一フロアで計画してください。学習エリア、相談・心理エリアは、「第2章第3節7. (10) 3) ア」に示すとおり、一体的な利用に配慮した上で、別フロアとする提案は可とします。
8	要求水準書	98	第2章	第3節	7.	(10)	3)	チ	v)	設計における 諸室配置の考 え方	質問	「児童相談所の公務室は、公務室内から各居室から共用部へ至る出入口を一望できる計画とする」とありますが、 ①各居室とは、生活エリアの居室のことを指していますでしょうか。 ②管理エリアが複数階に分かれる提案を行うことは可能でしょうか。 ③監視カメラ等による管理で代用することは可能でしょうか。	提案内容検討のため	①お見込みのとおりです。 ②管理エリアからの動線に配慮した上で、洗濯室、リネン庫、倉庫①②③のみ、別フロアとする計画は可とします。但し、その場合において、洗濯室及びリネン庫は必ず同一フロアとなるように計画してください。 ③代用は不可とします。

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	議題	質問・意見 の別	確認内容	趣旨・理由	市の回答・見解
9	要求水準書	105	第2章	第3節	7.	(12)	ケ		vii)	共用部分の 考え方	質問	エレベーターがストレッチャー対応という 指定があるが、1台のみ対応すればよろし いでしょうか。	提案内容検討のため	ストレッチャー対応のエレベーターは、1台以上設置してく ださい。また、公共施設内の各エリアから当該エレベーター への動線を確保してください。
10	要求水準書	130	第5章							共用部分の来 館人数等の管 理について	質問	総合案内・施設貸出・居場所事業の運営にお いて、来館人数や年齢層の把握、受付、会 員制（施設貸出は別途市のシステムで行う ことは認知）の導入等、来館者のデータ ベース管理は求められますか。また、この ような追加予算を組んでいただくことを前 提とした追加提案は可能でしょうか。	運営業務の詳細な把握と準備のため	来館者のデータベース管理は求めませんが、総合案内・施設 貸出・居場所事業の運営にあたり必要な事項について、事業 者の提案を妨げるものではありません。本事業外の追加提案 については、提案書に記載いただいても構いませんが、本事 業外であることを必ず明記してください。
11	要求水準書									設計における 諸室配置の考 え方	質問	書類内で「隣接」という表現が随所に使用 されていますが、直接出入りができる扉の 設置が求められているものと、隣接としか 表記されていないものがあります。 扉の設置が求められている場合のみ、双方 の往来があると考えてよいでしょうか。	提案内容検討のため	扉の設置を求めている場合も、日常的な往来を見込んだス ムーズな動線を確保してください。また、ご指摘を踏まえ て、【参考】新旧対照表 に示すとおり、要求水準書を修正 いたします。
12	要求水準書									その他	質問	本事業に関して開発行為に係る個別のご相 談を行うことは可能でしょうか。	提案内容検討のため	募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（1回 目）No. 66の回答に示すとおりです。
13	添付資料 7：諸室リ スト 添付資料 9：什器・ 備品等リス ト									什器備品につ いて	質問	什器・備品等リストで求められている容量 を諸室リストの面積にあてはめた場合、整 合が取れず必要面積が大きくなる諸室が ありますが、どちらが正とすべきでしょう か。	提案内容検討のため	「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解（2 回目）」No. 63の回答に示すとおり、什器・備品等リストは あくまでも参考ですが、原則、リストに記載の数量を満たす ようにご提案ください。諸室リストに記載の面積内でレイア ウトできない場合等、やむを得ない場合においては、諸室リ ストを正とし、諸室リストに記載の面積の範囲内で設置可能 な什器・備品等についてご提案ください。
14	添付資料 8：機能相 関図									共用部分の考 え方	質問	機能相関図より、公共施設内共用部からの アプローチ表記が無い場合は原則出入り不 要と考えますが、有事の際のみ利用できる 共用部への出入口を設けて問題ありませ んか。	提案内容検討のため	機能相関図は、要求性能を満たすために最低限必要となる諸 室の関係性を示すものです。避難上必要となる出入口は、法 令に従い、適宜設けてください。
15	添付資料 9：什器・ 備品等リス ト									什器備品につ いて	質問	什器・備品等リストに児童相談所の欄が無 い理由をご教示ください。	提案内容検討のため	都による別途調達を想定しているためです。但し、児童相談 所に設置する建築工事に含まれる造作家具等については、 No. 17の回答に示すとおりです。
16	様式集及び 作成要領									提案書の記載 方法	質問	枚数制限が定められている様式は、必ず指 定された枚数分の資料を提出する必要が あるでしょうか。（4枚と定められていた場 合、4枚を超えた枚数、4枚未満ともに不可 でしょうか。）	提案内容検討のため	枚数制限の指定がある様式については、指定枚数の制限内で ご提出ください。なお、制限枚数に満たない場合において も、事業者選定基準の審査項目等を踏まえてご提案くださ い。
17	様式集2 様式I-20									什器備品につ いて	質問	様式I-20にも児童相談所の欄がありません が、建築工事に含まれる造作家具の想定も 不要でしょうか。	提案内容検討のため	建築工事に含まれる造作家具等については、「要求水準書第 2章第3節2. (6)2) ii)」に示すとおり、「様式I-20建設業務に 含む什器・備品等リスト」にご記載ください。また、ご指摘 のとおり、記載欄がないため、以下に示すとおり様式集2を 修正いたします。 様式集2：「様式I-20 建設業務に含む什器・備品等リス ト」 （修正前） (8) 木曽地区協議会 (9) 公共施設内の共用部 （修正後） (8) 木曽地区協議会 (9) 東京都立児童相談所 (10) 公共施設内の共用部

No	資料名	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	ア	i)	議題	質問・意見 の別	確認内容	趣旨・理由	市の回答・見解
18	様式集2 様式I-20 様式I-21									什器備品について	質問	様式I-20と様式I-21の違いについて具体的にご教示ください。共用部への備品設置を提案する場合、I-21に表記し、それは本工事外となるという理解でよいのでしょうか。	提案内容検討のため	「要求水準書第2章第3節2.(6)2) ii)」に示すとおり、設置に際して工事を伴う什器・備品等で、かつ施設と一体化するもの（各室造り付けの収納、水回り什器等）は、什器・備品等リストによらず、原則として建設業務に含めるものとし、「様式I-20 建設業務に含む什器・備品等リスト」に記載してください。それ以外の什器・備品等で、「要求水準書第3章第2節4.(4)什器備品等の調達及び設置業務」に含むものについては、「様式I-21 建設業務に含まない什器・備品等リスト」に記載してください。共用部に設置する什器・備品等についても同様に、様式I-20、I-21に適切に記載してください。
19	様式集2 様式I-20 様式I-21									什器備品について	質問	要求水準書のみに表記している什器備品が見受けられるが、それらは様式I-20と様式I-21、どちらに表記すべきでしょうか。	提案内容検討のため	No. 18の回答をご参照ください。